

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和6年11月20日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係               | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 2件 |
| 国民年金関係                 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400073号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400029号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、昭和54年3月26日を同年8月1日に訂正し、同年3月から同年7月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和54年3月26日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和54年3月26日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月26日から同年8月1日まで

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社が経営するB施設にC係、D係として勤務し、昭和54年7月まで同社で厚生年金保険に加入し、同年8月からE社で厚生年金保険に加入していたが、国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月26日となっているので、同社における同被保険者資格の喪失年月日を同年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者及び同僚に係る雇用保険被保険者の記録並びに複数の同

僚の回答から、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿により確認できる訂正請求記録の対象者に係る昭和54年2月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は昭和54年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成元年12月3日に解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400117号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400030号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における賞与支払年月日を令和元年8月7日、標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

令和元年8月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、訂正請求記録の対象者に係る令和元年8月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年8月

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成31年(2019年)分給与所得に対する源泉徴収簿及び令和1年8月支給分賞与明細書並びに請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るB銀行の預金通帳(写し)により、訂正請求記録の対象者は、請求期間において事業主から31万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記源泉徴収簿及び上記預金通帳により、令和元年8月7日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400110号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400007号

## 第1 結論

平成16年12月から平成17年6月までの請求期間及び同年9月から平成24年1月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月から平成17年6月まで  
② 平成17年9月から平成24年1月まで

私は、夫の勤務先であるA社に対し、請求期間①及び②に係る国民年金第3号被保険者の申請を行っていなかったが、実際には夫に扶養されていたので、請求期間①及び②を国民年金第3号被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、配偶者の勤務先であるA社に対し、請求期間①及び②に係る国民年金第3号被保険者の申請を行っていなかった旨回答している上、同社は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金第3号被保険者に関する届出は行っておらず、請求者の国民年金第3号被保険者に関する届出は、平成24年2月1日を資格取得日として行っている旨回答している。

また、B健康保険組合は、請求者は請求期間①及び②において配偶者の被扶養者となっていなかった旨回答しており、同健康保険組合から提出された請求者の配偶者に係る健康保険資格喪失証明書によると、請求者の被扶養者の認定日は平成24年2月1日となっていることが確認できる上、C市から提出された請求者に係る国民健康保険の被保険者適用開始終了履歴によると、請求者は、請求期間①及び②において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①及び②において収入はなかった旨回答しているが、請求者自身の住民税の通知書、控除対象配偶者となっていたことが確認できる配偶

者の給与所得の源泉徴収票、配偶者の住民税の通知書等は所持していない旨回答している上、C市の担当者は、請求期間①及び②当時の住民税課税に関する資料は保存期限経過のため、保管していない旨陳述していることから、請求者の収入について確認することができず、請求者が請求期間①及び②において国民年金第3号被保険者としての要件を満たしていたか否かについて確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400120号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400008号

## 第1 結論

平成27年8月及び同年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成元年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月

② 平成27年10月から同年12月まで

私は、請求期間①及び②の国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付したが、国の記録によると国民年金保険料が未納と記録されている。私の性格上、支払うべき納付書はまとめてメモ帳に挟んでおり、期間を空けて納付することはないはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、コンビニエンスストアにおいて納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付した時期、店舗の名称及び所在地は不明である旨陳述していることから、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したコンビニエンスストアを特定することができない。

また、請求者から提出された「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」の社会保険料控除欄には国民年金として9万2,860円と記載されているが、オンライン記録によると、平成29年に請求期間①の前後の期間及び請求期間②の直前の期間である平成27年2月から同年7月までの期間及び同年9月に係る国民年金保険料が納付されており、当該国民年金保険料の合計額は10万8,450円であり、「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」の社会保険料控除欄に記載された国民年金の金額を上回っていることが確認できる上、平成29



年分の確定申告において請求者が何月分の国民年金保険料を申告したか不明であることから、当該9万2,860円に請求期間①及び②の国民年金保険料が含まれているかどうか確認することができない。

さらに、請求者に係る戸籍の附票により、請求者が請求期間①及び②当時、住所を定めていたA県B市から提出された平成28年度（平成27年分）課税（所得）証明書によると、社会保険料の金額は8,500円と記載されているが、オンライン記録では平成27年に国民年金保険料を納付した記録は確認できない上、当該課税（所得）証明書の社会保険料の金額は、請求期間①及び②の国民年金保険料（月額1万5,590円）に満たないことから、請求者が平成27年に請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたか確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、平成28年1月1日から平成30年12月29日まで厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できるところ、請求者が厚生年金保険被保険者となっていた事業所が業務委託していた税理士法人から提出された平成28年分給与所得の源泉徴収票に記載されている国民年金保険料の金額とオンライン記録により確認できる平成28年に納付した国民年金保険料の金額が一致する上、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額はB市から提出された平成29年度（平成28年分）課税（所得）証明書の社会保険料の金額と一致することから、請求者が平成28年に請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたか確認することができない。

また、上記税理士法人から提出された平成30年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額は、請求者から提出された「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」に記載された社会保険料の金額と一致している上、国民年金保険料等の金額欄に記載がないことから、請求者が平成30年に請求期間②の国民年金保険料を納付していたか確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。